

平成 29 年 8 月 24 日

簡 易 合 併 公 告

株主及び債権者各位

東京都港区芝浦一丁目 12 番 3 号
株式会社クエスト
代表取締役社長 清澤 一郎

当社（甲）は、平成 29 年 8 月 23 日開催の取締役会において、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として、甲が株式会社ドラフト・イン（乙、本店所在地 東京都港区芝浦一丁目 12 番 3 号）の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散する合併を行うことを決定いたしましたので下記のとおり公告いたします。

なお、この合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を経ずに決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出ください。
3. 甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (甲)
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
 - (乙)
<http://www.law-japan.com/koukoku/draftin/index.htm>

以上